Topic 03 国民年金保険料の育児期間の免除制度について

問保険年金課 ☎(55)7119

内容／
【産前産後免除期間を有する実母の場合】
　産前産後免除期間(4か月)に引き続く9か月が育児免除期間となります。
【実父、産前産後免除期間を有しない実母、養子を養育する養父母の場合】
　子を養育することとなった日の属する月から、子の1歳到達日の翌日が属する月の前月(原則12か月)が育児免除期間となります。育児免除期間は、保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。届出を行う期間について、すでに免除・納付猶予、学生納付特例が承認されている場合でも、届出が可能です。
対象者／10月1日以降、1歳になるまでの子を養育する「国民年金第1号被保険者」の方
　※子を養育するとは以下の条件をすべて満たす場合になります。
　①子との親子関係が確認できること　②子と住民票上の同一住所であること
申請時期／10月1日以降届出可能です。
申請に必要なもの／
・マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類
・年金手帳または基礎年金番号通知書(あればお持ちください。)
※場合によって、戸籍謄本や住民票(親子関係および同一住所であることがわかるもの)などを求める場合があります。
申請先／保険年金課または各支所

Topic 04 令和8年度ごみゼロ運動

問 環境課　☎(55)7114

日時／11月8日(日)午前8時～9時
場所／市内全域
※集めたごみは、決められた集積場所で分別し指定袋に入れてください。
中止について／(**※今年度より変更**)
以下のいずれかに該当する場合は、中止とします。
●11月7日(土)：午後3時の時点で、翌日が雨天予報の場合
●11月8日(日)：午前6時の時点で、以下のいずれかに該当する場合
1.愛西市に気象警報(大雨・氾濫・暴風)が発令中の場合
2.上記に準ずる悪天候が予想される場合
周知方法／①ごみ分別促進アプリによる通知②市民向け防災メール③愛西市ホームページ④FMななみ(ラジオ放送)※①②は事前登録が必要
注意点／
・市が実施する場合でも、直前の天候悪化などにより、**ご自身で「作業や体調管理が難しい」と判断した場合は、参加をお控えください。**
・家庭ごみは持ち込まないでください。

Topic 05 社会保険料控除を年末調整で行う方へ

問 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について：保険年金課　☎(55)7119
介護保険料について：高齢福祉課　☎(55)7116

　令和8年中に納めていただいた国民健康保険税の納付額証明書、後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額確認書を令和9年1月下旬に送付する予定です。年末調整で必要な方は、問い合わせ先または各支所で申請していただければ事前に交付することができます。ただし、老齢・退職年金などからの特別徴収分は、年金の源泉徴収票に含まれますので、年末調整で給与の源泉徴収票に含めることはできません。(納付額確認書等は発行できません。)
申請に必要なもの／来庁される方の本人確認ができるもの
【1点で確認できるもの】運転免許証・マイナンバーカード・在留カード・特別永住者証明書・旅券など
【2点(2種類)で確認できるもの】
有効な資格確認書・被保険者証・年金証書・キャッシュカード・預貯金通帳・診察券など
※別世帯の方が申請される場合は、委任状が必要です。